

27年度総予算 約100億4,328万円

会 計 名		予算額
普通会計	一般会計	54 億 5,845 万円
	同和対策住宅新築資金等特別会計	3 億 4,619 万円
	(会計間のやりとり)	▲ 1,285 万円
	普通会計の計 A	57 億 9,179 万円
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	20 億 247 万円
	介護保険事業特別会計	13 億 4,125 万円
	後期高齢者医療特別会計	3 億 263 万円
	農業集落排水事業特別会計	4,071 万円
	駐車場事業特別会計	1 億 6,394 万円
	水道事業会計	収益的収支 3 億 577 万円
		資本的収支 9,472 万円
	公営事業会計の計 B	42 億 5,149 万円
合計 (A + B)		100 億 4,328 万円

一般会計概要

平成27年度の一般会計予算は、前年度と比較し8.7%の減額となる54億5,845万円となっています。減額となった主な要因は、新庁舎関連事業の終了等であり、本年度において、ほぼ例年の予算ベースに戻ったこととなります。

今年度の主な事業として、現庁舎を解体し、跡地を観光レクリエーション施設として活用していくための事業や、湯浅町固有の風情や情緒等のいわゆる歴史的風致を活かしたまちづくりを計画的に進めるための事業を実施し、庁舎跡地を含む中心市街地について、歴史や文化を活かした活力あるまちづくりを展開していきます。

次に、町内各所の道路改良工事については昨年度より大幅に予算を増額し実施するとともに、年次的に進めている橋りょうの長寿命化修繕工事（北栄橋）等を行い、住みよいまちづくりを進めていきます。また、栖原都市下水路ポンプ場長寿命化修繕計画の策定により、施設の状態を把握し、補修等を着実に進め、町民の皆様の安心安全な暮らしを守ります。

教育関係では、小・中学校で実施する学力テストを拡充し、よりきめ細やかな指導を行っていきます。また、湯浅町が軟式野球及びスポーツ吹矢の開催地となっている紀の国わかやま国体実行委員会への補助金を計上しています。

庁舎の解体工事費用や町内各所道路改良工事、国体実行委員会への補助金については、過疎対策事業債を活用し町負担の大幅な軽減を図っています。

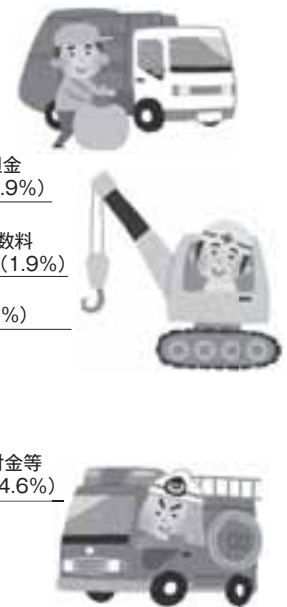
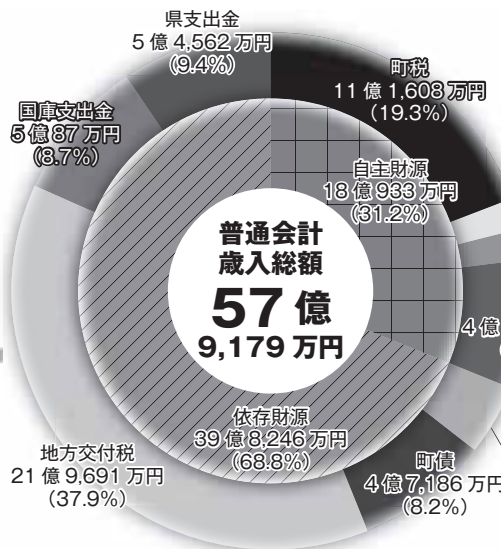
現在、地方創生として、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために国を挙げての取り組みが進められています。湯浅町におきましても、町民の皆様にとってより住みやすく、安心安全なまちづくりを着実に進めていくとともに、将来を見据えた行財政運営を目指していきますので、皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

町民の皆様一人あたりの負担は・・・？

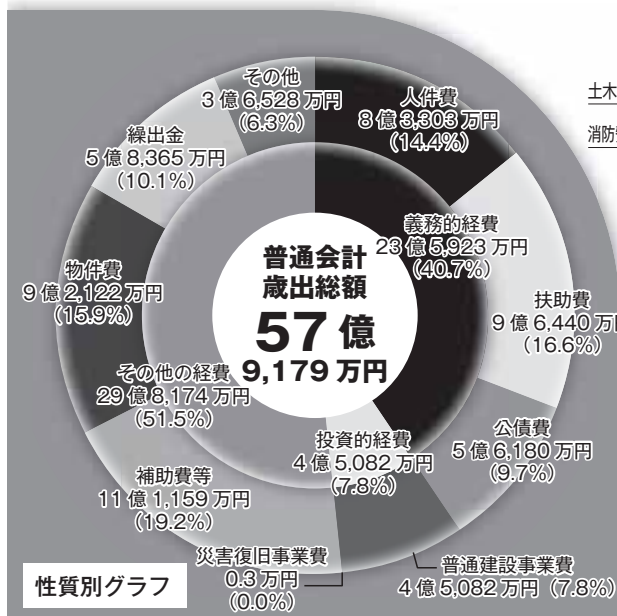
	H27 (A)	H26 (B)	対26年度 (A) - (B)
■一人当たりの町税負担額（見込み額）	86,170円	87,778円	▲1,608円
■一人あたりに使われるお金（見込み額）	447,174円	479,835円	▲32,661円
■一人当たりの地方債残高（当該年度末見込み額）	664,029円	648,819円	15,210円

（※平成27年度については、平成27年3月1日時点の人口（12,952人）、平成26年度については、平成26年3月1日時点の人口（13,202人）で計算しています。）

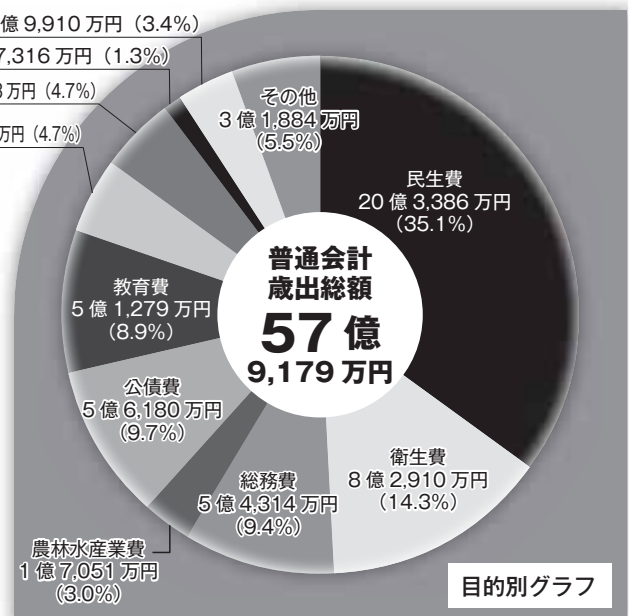




※依存財源のその他は、寄付金、財産収入、繰越金、諸収入の計。
 ※地方譲与税・交付金等は、地方譲与税、地方消費税交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策交付金、諸収入の計。



商工費 1億9,910万円 (3.4%)
 議会費 7,316万円 (1.3%)
 土木費 2億7,483万円 (4.7%)
 消防費 2億7,466万円 (4.7%)



※その他は、維持補修費、予備費、前年度繰上充用金、積立金、投資及び出資・貸付金の計。

※その他は、災害復旧事業費、予備費の計。

用 語 説 明

○地方交付税

福祉、教育、道路などの町の標準的な仕事を行う上で、町税では不足する場合に、その不足分を国が集めた税金の中から交付されたお金です。

○町税

町民の皆様が納めたお金です。

○国庫支出金・県支出金

特定の事業を行うために、国や県から交付されたお金です。

○町債

特定の事業を行う財源として、国や金融機関より借り入れたお金です。

○地方譲与税・交付金等

便宜上国が徴収した税金から譲与・交付されたお金です。

○公債費

特定の事業を行う財源として、国や金融機関より借り入れた町債の返済に係るお金です。(いわゆるローンの返済です。)町民の皆様が納めたお金です。

○補助費等

一部事務組合への負担金や各種団体への補助金等に係るお金です。

○扶助費

法律等に基づき、社会保障制度の一環として支出されるお金です。

○自主財源

町が自らの手で徴収または収納できる財源(町税、使用料等)のことです。

○依存財源

国または県がかかわる財源(地方交付税、国・県支出金、町債等)のことです。

○義務的経費

その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費(人件費、公債費、扶助費)をいいます。

○投資的経費

社会資本の整備等に要する経費(道路整備、災害復旧等)をいいます。

○その他の経費

物件費や維持補修費、補助費等に支出される経費のことです。

